



徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則（改正案） について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、建設業界における社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう）未加入問題の解消に向け、現在、元請業者が社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結することを、下請代金が一定規模以上の県発注工事において禁止しています。今後、更に社会保険未加入対策を進めるため、下請代金による要件を撤廃し、全ての県発注工事において、社会保険未加入建設業者との一次下請契約を禁止することとする「徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則」の改正案をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、遺漏のない規則にしたいと考えます。ぜひ、あなたの意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

平成29年6月8日（木）～平成29年7月7日（金）（必着）

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名、住所及び電話番号を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

① ホームページからの投稿の場合

http://www.pref.tokushima.jp/public_comment/

② 郵送の場合

〒770-8570（住所記入不要）徳島県監察課ふれあい交流室あて

③ ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県監察課ふれあい交流室あて

④ 持参の場合

徳島県庁1階 監察課ふれあい交流室まで

（午前8時30分から午後6時15分まで（土・日・祝日を除く））

3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 県土整備部 建設管理課 振興指導担当

☎088-621-2623 FAX：088-621-2864

メールアドレス：kensetsukanrika@pref.tokushima.jp

（提出方法について）徳島県 監察課 ふれあい交流室

☎088-621-2095 FAX：088-621-2862

メールアドレス：kansatsuka@pref.tokushima.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用下さい。

〒770-8570
徳島県 監察課 ふれあい交流室 行
（パブリックコメント）